

久御山町中小企業低利融資制度のご案内

久御山町では、不安定な中小企業等の資金繰りの支援策として、取扱金融機関の御協力を得て融資利率を引き続き 1.3% に据え置きます。

今回の措置は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に限り実施するもので、事業者負担の軽減と経営の安定を図ることを目的としています。

◇制度の概要（詳細は裏面参照）

融資額限度額	運転資金2,000万円以内・設備資金3,000万円以内
融資利率	年1.3%
融資期間	運転資金5年・設備資金7年
融資対象	町内に1年以上住所（法人にあっては登記）を有し、継続して1年以上事業を営み、町税を完納し、保証協会の保証対象となる中小企業者、組合又は特定非営利活動法人
連帯保証人	法人代表者以外の連帯保証人不要
補給内容	信用保証料を1/2補給 支払利子全額を約2年間(24回分)補給

◇相談・申し込みは、取扱金融機関窓口へ



久御山町中小企業低利融資制度（略称「マル久制度」）について

◆融資の申込資格について

融資申込みには、次のような資格要件が必要です。

- 1 融資申込み時において、久御山町内に引き続き1年以上住所を有する中小企業者、組合又は特定非営利活動法人（以下「中小企業者等」という）であること。
 - (1) 個人事業者の場合、久御山町内に代表者が住所を有していること。
 - (2) 法人事業者の場合、久御山町内に本店又は支店を登記していること。
- 2 1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者等であること。
- 3 町税を完納していること。
- 4 京都信用保証協会の保証対象業種であること。

※中小企業者の定義（資本金又は常時使用する従業員数のいずれかが該当していること）

区 分	資 本 金	従 業 員 数
製造業、建設業、運輸業等	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サ ー ビ ス 業	5千万円以下	100人以下
小 売 業	5千万円以下	50人以下

◆融資の条件について

- 1 資金使途は「運転資金」及び「設備資金」です。
- 2 融資限度額は「運転資金」2,000万円以内、「設備資金」3,000万円以内です。（10万円単位）
*ただし「運転資金」と「設備資金」の合計で、上限3,000万円。
- 3 融資期間は「運転資金」が5年以内、「設備資金」が7年以内で、融資金利は年1.3%です。
- 4 返済方法は、元金均等月賦返済です。
- 5 京都信用保証協会の保証が必要。保証協会に対しては原則法人代表者以外の連帯保証人は不要です。
- 6 無担保扱いとするが、必要に応じて担保を提出いただく場合があります。

◆融資の申し込みについて

下記書類等を添えて取扱金融機関窓口へお申し込みください。

【 共 通 】・町税の完納証明書・信用保証委託申込書

【法人の場合】・商業登記簿謄本(写)・定款(写)・決算書(勘定科目明細)直近2期分(写)

【個人の場合】・確定申告書直近2期分(写)

※『設備資金の場合』は上記に加えて、設備計画書・見積書又は契約書・カタログ・家主の承諾書などが必要

<必要に応じ添付いただく書類>

許認可書(写)・試算表(直近月)・資金繰表・不動産登記簿謄本(写)・賃貸契約書(写)・現在借入中の全融資の返済予定表(写)・住民票

◆取扱金融機関について

この制度の取扱金融機関は、次の金融機関の各営業店です。

京 都 銀 行	京都中央信用金庫	京 都 信 用 金 庫	南 都 銀 行
---------	----------	-------------	---------

◆補給制度について

久御山町では、『マル久』融資制度をご利用いただいた皆さんの負担の軽減と企業経営の安定化の支援を図るため、信用保証料と支払利子を補給する制度を設けています。

信用保証料補給	1/2補給します
利 子 補 給	支払利子全額を約2年間(24回分)補給します

◆融資手続について

